

松川町定例農業委員会議事録 第1回(4月)

1 開催日時 令和3年4月21日(水) 16:00 ~ 18:15

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 15人 (2番 塩沢澄夫委員 欠席)

会 長 1番 松下敏章

会長代理 16番 北林秀昭

委 員 3番 中平文幸 4番 清水祐一

5番 古谷はるみ 6番 矢沢茂徳 7番 大澤美子

8番 松下守 9番 北沢ひろみ 10番 宮島善英

11番 松下正美 12番 松脇崇 13番 大場健彦

14番 新井正彦 15番 宮沢和文

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田中学 係長 米山 敏 主事 宮澤 風香

6 会議の概要

(1) 開会 一米山係長 開会一

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 4番 清水 委員 5番 古谷 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 3筆 917.㎡ 田 所有権

○松協委員説明

譲受人はこの農地を耕作しており、譲渡人も後継者が見つからないため今回譲渡するかたちになりました。特に問題はないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 1,032㎡ 畑 所有権

○中平委員説明

譲渡人は後継者がいないため土地の整理をしていきたいということです。譲受人については、今年の4月から名子の下限面積が10aに変更されたことと、そろそろ農業を始めたいとの希望もあり、取得する農地で野菜を育てていくとのこと。特に問題はないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

松下会長：下限面積の話が出ましたが、これが変わったことについて町全体へどう知らせていくのですか。

事務局：広報へはまだ載せていませんが、町のホームページへの掲載と告示等で周知しています。

松下会長：ホームページは全員が見られる訳ではないので、なるべく早いうちに広報へ掲載していただきたいと思いま

○会長

他にご意見ご質問はありませんか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 生田 4筆 3,915㎡ 原野・畑・田 所有権

○北林会長代理

譲渡人は譲受人の息子になります。3年ほど前にUターンし野菜の栽培を行っており

ましたが、やむを得ない事情があり町外へ転出しました。元々、譲受人はキュウリの栽培等を行っており、今回息子から父親への所有権移転はやむを得ないということで申請したかたちになります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 522㎡の内64.07㎡ 畑 農業用倉庫

○宮島委員説明

現在の農業用倉庫を解体し、新たに農業用倉庫を建てるということです。自己所有地であり、特に問題はないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 1筆 343㎡ 畑 進入路兼駐車場

○松下会長説明

この件につきましては2月の定例会で審議にかかっており、可決された案件ですが、

再度審議に上がってきた理由について事務局の方で説明をお願いします。

事務局：前回、農地区分を第 1 種の集落接続として転用しようと試みましたが、用途が駐車場ということもあり、県からの許可が下りませんでした。そのため今回は区分を「消極的 2 種」とし、改めて審議をお願いしています。

松下会長：前回可決したが、県からの指導があり再度審議にあがったということですね。事務局は今後もこのようなことがあった場合に説明ができるよう準備をお願いします。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

北沢委員：1 種であるのに 2 種として転用を許可していいのでしょうか。

事務局：県からの指導により、一団の農地を申請地付近の住宅や道で区切り、申請地付近を「消極的 2 種」、その他の部分を 1 種として判断することになりました。

宮島委員：一団の農地を区切るということですが、このような例外を認めていいのですか。

事務局：県と相談していく中で、今回の申請地・申請地付近は住宅や道に挟まれており、生産性が高い農地ではないという判断に至りました。以前にもこのような特殊案件がありましたが、状況に応じて判断することになります。

宮島委員：このような特殊案件があった場合、県が農地区分を判断するのですか。

事務局：今回の場合、本来であれば初めから「消極的 2 種」として県へ上げなければいけなかったのですが、町が 1 種と判断したことが誤りであったといえます。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 3 号は以上でございます。

議案第 4 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 9 件）

所有権移転（ 2 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第 4 号は

以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの提案等ありますか。

松下(守)委員：農地法の申請を身内がしてきた場合、農業委員はかかわらないと聞いているが、親族の範囲はどこまでになるのでしょうか。

事務局：農業委員会等に関する法律第31条に規定されていますが、本人又は同居の親族、配偶者に関する事項は、議事に参加することができないとされています。

②事務局からの協議事項

・松川町内 水利組合一覧

事務局：(資料参照) 昨年代表者へ電話による聞き取りを行い、現在の代表者情報を記載しました。ご確認をお願いします。

・活動報告一覧

事務局：(資料参照) 昨年下半期の情報を記載してあります。ご確認をお願いします。

・農業者年金の勧誘について

事務局：(資料参照) 農業者年金についての説明

・ふれあいガーデンについて

事務局：(資料参照) 4月現在の契約情報は資料のとおりです。全区画埋まりました。

・農業委員会だより年間計画について

事務局：(資料参照) 資料の説明

松下委員：下限面積についての広報はいつ行いますか。

事務局：7月号を予定しています。また、農業者年金加入促進についても9月号あたりで掲載したいと思います。

松下委員：水稻の作況調査についても掲載をお願いします。

事務局：なるべく早めに載せたいと思います。

松下委員：環境保全型農業の活動報告についても掲載をお願いします。

・松川町農業委員会年間事業計画について

事務局：(資料参照) 資料の説明

・新規就農者について

事務局：(資料参照) 現在第3期の募集を行っており、10月末が期限となっています。

・松川町環境保全型農業の促進について

事務局：(資料参照) 6月5日(土)に、映画「いただきます」の上映会・オオタヴィン監督と吉田俊道先生のトークショー等を予定していますので、ご協力をお願いします。また、Do遊農の放送を4月から行っています。ゆうき給食とど

け隊では6月からたまねぎ等を提供していく予定です。さらに、昨年実証圃場の研修会を行ってきましたが、その内容をまとめたマニュアルが出来ましたので、農業委員の皆さんにお渡しします。


(6) 営農支援センターから

・農地情報 貸付希望の内一覧表について

事務局：(資料参照) 地図情報が必要な場合はみらいへ連絡をお願いします。

(7) 閉会 一米山係長 閉会—

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

4番 清水祐一 

5番 古谷ほるみ 